

第 4 5 号議案

志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成 2 4 年志木市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 0 号中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

建設業法施行令の改正に伴い、規定の整備をしたいので、水道法第 1 2 条の規定により、この案を提出するものである。